





●內 容 【 1. 協議事項 】

○公 開 【 1.可 】

○公開時期【 2. 委員会・委員会協議会後 】

総務部長 氏名 前原 郁 内線 (TEL) 2300

【表題】

## 太田市市税条例の一部改正について

### 【目的】

地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律(令和7年法律第7号)が令和7年3月31日に公布されたことに伴い、太田市市税条例について、所要の改正を行うものです。

## 【 概 要 】

## I 太田市市税条例の一部改正

## 1 個人市民税等

(1) 公示送達制度の見直し(第18条)

公示事項を新たにインターネットによる不特定多数の者が閲覧できる状態にするとともに、地方公共団体の事務所に設置したパソコン等のディスプレイに映像として可視できるよう規定を整備するものです。他法令における公示送達制度の見直しの適用時期を踏まえ実施することとされており、地方税法施行規則の一部を改正する省令が定められたため、今般改正を行うものです。

(2) 納税証明事項(第18条の3)

(1)の改正に伴い文言の規定を整備するものです。

### (3) 所得控除の創設(第34条の2)

親が大学生年代(19歳から22歳まで)の子を扶養している場合、子の合計所得金額について58万円(給与収入額123万円)超123万円(給与収入額188万円)以下まで段階的に逓減しながら控除を受けられるようにする「特定親族特別控除」を新規に規定するものです。

(4) 個人住民税の申告義務に係る規定の整備(第36条の2①)

(3)の特定親族特別控除の創設に伴い、申告義務に係る規定に文言を追加するものです。

(5) 個人市民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書(第36条の3の2①)

(3)の特定親族特別控除の創設に伴い、「給与所得者の扶養控除等(異動)申告書」の修正によるものです。

(6) 公的年金等受給者の扶養親族等申告書(第36条の3の3①)

(3)の特定親族特別控除の創設に伴い、「公的年金等の受給者の扶養控除等申告書」の修正によるものです。

(7) 施行期日

・上記(1)、(2)は、地方税法等の一部を改正する法律(令和5年法律第1号)附則第1条第12号に掲げる規定の施行の日

・上記(3)、(4)、(5)、(6)は、令和8年1月1日

## 2 たばこ税

### (1) 加熱式たばこに係るたばこ税の課税標準の特例(附則第16条の2の2)

国のたばこ税の見直しに伴い、課税の適正化の観点から、現在の重量と価格によって換算している課税方式を重量のみで換算する方式に見直すほか、一定の重量以下のものも紙巻たばこ1本に換算する最低税率の仕組みを導入するものです。また、激変緩和措置として、課税方式見直しの実施時期を段階的に設定するものです。

### (2) 施行期日 令和8年4月1日

## II その他

令和7年6月定例会に議案を提出します。

## 【備考】

|          |                |         |         |        |
|----------|----------------|---------|---------|--------|
| * 問い合わせ先 | 総務部 市民税課 市民税一係 | 内線 2390 | 47-1932 | ダイヤルイン |
|          | 諸税係            | 内線 2391 | 47-1931 | ダイヤルイン |

- 内 容 【 1.協議事項 】  
○公 開 【 1.可 】  
○公開時期【 2.委員会・委員会協議会後 】

総務部長 氏名 前原 郁 内線 2300

## 【表題】

太田市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

### 【目的】

令和7年7月執行予定の参議院議員通常選挙に併せて、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律が一部改正見込みであり、選挙長等の費用弁償額等について国が負担する経費の基準が引き上げられることから、本条例における選挙に関する報酬額についても同様の水準に引き上げるものです。

### 【概要】

## 1 改正内容

| 項 目           | 改正後     | 改正前     | 増額分    |
|---------------|---------|---------|--------|
| 投票管理者         | 15,000円 | 13,000円 | 2,000円 |
| 期日前投票管理者      | 13,000円 | 12,000円 | 1,000円 |
| 開票管理者         | 13,000円 | 11,000円 | 2,000円 |
| 選挙長           | 13,000円 | 11,000円 | 2,000円 |
| 投票立会人         | 13,000円 | 12,000円 | 1,000円 |
| 投票立会人（半日額）    | 6,500円  | 6,000円  | 500円   |
| 期日前投票立会人      | 11,000円 | 10,000円 | 1,000円 |
| 期日前投票立会人（半日額） | 5,500円  | 5,000円  | 500円   |
| 開票立会人         | 11,000円 | 9,000円  | 2,000円 |
| 選挙立会人         | 11,000円 | 9,000円  | 2,000円 |

## 2 施行期日

公布の日

### 3 その他

令和7年6月定例会に議案を提出する予定です。

【備考】

\* 問い合わせ先 選挙管理委員会事務局 内線2326 47-3988 ダイヤルイン

- 内 容 【 1. 協議事項 】  
○公 開 【 1. 可 】  
○公開時期【 2. 委員会・委員会協議会後 】

総務部長 氏名 前原 郁 内線 2300

## 【表題】

太田市議会議員及び太田市長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の一部改正について

### 【目的】

参議院議員通常選挙がある年の定例改正として、公職選挙法施行令の一部改正により、国政選挙において選挙運動用ポスター等の公営に要する経費の限度額が引き上げられる見込みのため、市議会議員及び市長の選挙においても同様の限度額とするべく、本条例についても所要の改正を行うものです。

## 【概要】

## 1 改正内容

| 公費内容                          | 改正後                       | 改正前                       | 増額分    |
|-------------------------------|---------------------------|---------------------------|--------|
| ビラ作成単価                        | 8円38銭（1枚）                 | 7円73銭（1枚）                 | 65銭    |
| ポスター作成単価<br>（掲示場が500箇所以下の場合）  | 586円88銭（1枚）<br>+ 316,250円 | 541円31銭（1枚）<br>+ 316,250円 | 45円57銭 |
| ポスター作成単価<br>（掲示場が500箇所を超える場合） | 30円73銭（1枚）<br>+ 586,905円  | 28円35銭（1枚）<br>+ 586,905円  | 2円38銭  |

## 2 施行期日

公布の日

### 3 その他

令和7年6月定例会に議案を提出する予定です。

【備考】

\* 問い合わせ先 選挙管理委員会事務局 内線2326 47-3988 ダイヤルイン

- 内 容 【 1. 協議事項 】  
○公 開 【 1. 可 】  
○公開時期【 2. 委員会・委員会協議会後 】

文化スポーツ部長 氏名 矢羽 賢一 内線 (TEL) 3600

【表題】

# 太田市体育施設条例の一部改正について

### 【目的】

体育施設である太田市武道館・弓道場の移転新築に伴い、運用予定の施設の位置及び施設使用料に関する条例を改正するものです。

## 【概要】

## 1 主な改正内容

- ① 太田市体育施設条例別表第１ 太田体育施設の部太田市武道館の項の次に「太田市弓道場 太田市東本町５３番３０号」を加えるもの。
- ② 太田市体育施設条例別表第２ 太田市弓道場の施設使用料について、専用利用使用料の変更及び個人利用使用料の追加をするもの。

2 施行期日 規則で定める日

3 その他 令和7年6月定例会に議案を上程する予定です。

【備考】

\* 問い合わせ先 文化スポーツ部 スポーツ施設管理課 管理係  
ダイヤル 45-8118

文化スポーツ部長 氏名 矢羽 賢一 内線 3600

(内消費税額 12,896,400円)

(第2回変更)

総額 206,602,000円  
(内消費税額 18,782,000円)

継続費に係る契約特則

支払限度額

令和6年度 43,401,600円  
(内消費税額 3,945,600円)

令和7年度 163,200,400円  
(内消費税額 14,836,400円)

6 増 減 額 21,340,000円(増額)

7 請 負 者 協和建設株式会社 代表取締役 小笠原 尊正

8 変更契約理由 (第1回変更)

建設工事請負契約約款第62条第3項の規定に基づき、第1項及び第2項に定める金額の変更。

(第2回変更)

足場設置後、外壁全面目視及び打診検査の結果、躯体の劣化が著しく、躯体補修数量に増減が生じたため、実数量に変更をおこなうもの。

#### 【備考】

\* 問い合わせ先

文化スポーツ部 文化課 新田藪塚文化係 57-2222

福祉こども部長 氏名 富田 智幸 内線 (TEL) 2500

問い合わせ先 福祉子ども部 子ども課 施設管理係 内線3131 47-1830 ダイヤルイン



●内 容 【 2. 報告事項 】  
○公 開 【 1. 可 】  
○公開時期【 2. 委員会・委員会協議会后 】

文化スポーツ部長 氏名 矢羽 賢一 内線(TEL) 3600

【 表 題 】

損害賠償の額の決定及び和解についての専決処分について

【 目 的 】

太田市飯塚町地内の市道で発生した公用車の交通事故に関し、損害賠償の額を定め、和解することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により専決処分したことを報告するものです。

【 概 要 】

1 公用車の運転中に発生した事故による損害賠償表

|   | 専決処分日     | 損害賠償額<br>(損害額)                        | 過失<br>割合 | 事故概要                                                                                                                                                                                              |
|---|-----------|---------------------------------------|----------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1 | 令和7年4月15日 | 人的損害賠償額<br>1,598,735円<br>(1,880,864円) | 8.5割     | 令和6年6月14日、太田市飯塚町1507番地付近の市道十字路において、東進していた職員の運転する公用車が一時停止後、右方確認を怠って発進したところ、当該十字路に北進して進入した特定非営利活動法人太田シルバーサービスが所有し、その従業員である相手方の運転する軽自動車の左後部に衝突し、当該軽自動車が衝突の反動で当該十字路付近の道路標識に接触し横転したことにより、相手方が負傷したものです。 |

2 本件に関し、市と相手方との間には、上表に記載のほか、一切の債権債務関係がないことを相互に確認しました。

なお、上記損害賠償の概要については、今回、人的損害に関してのみです。

3 損害賠償の支払いについては、あいおいニッセイ同和損害保険株式会社にて対応しました。

4 その他 地方自治法第180条第2項の規定により、令和7年5月委員会協議会あてに報告します。

【 備 考 】

\* 問い合わせ先 文化スポーツ部 スポーツ施設管理課 西地区スポーツ施設係  
57-2222 (ダイヤルイン)

秘書室長 氏名 笠原 淳一 内線 (TEL) 2 2 1 0

問い合わせ先 秘書室 秘書係 内線2212 47-1808ダイヤルイン

○公開時期【 2. 委員会・委員会協議会後 】

## 令和7年春 勳章・褒章受章者祝賀会の開催について

太田市民で勲章・褒章を受章された方々を招待し、その功労、功績をたたえ、敬意と感謝の意を表するため開催するものです。

問い合わせ先 秘書室 秘書係 内線 2211 47-1808 ダイヤルイン

- 内 容 【 3.連絡事項 】  
○公 開 【 1.可 】  
○公開時期【 2.委員会・委員会協議会后 】

企画部長 氏名 中村 友精 内線 (TEL) 2200

## 【表題】

## 令和7年国勢調査太田市実施本部の設置について

### 【目的】

令和7年国勢調査の円滑な実施と調査事務の万全を期するため、「令和7年国勢調査太田市実施本部設置要綱」に基づき「令和7年国勢調査太田市実施本部」を設置します。設置期日は令和7年6月1日とします。

### 【概要】

## 1 経過及び現状

国勢調査は、統計法（平成１９年法律第５３号）に基づく基幹統計調査であり、同法第５条第２項の規定に基づいて実施される人及び世帯に関する全数調査です。大正９年に第１回調査が行われて以来、国の最も基本的かつ重要な統計調査としてほぼ５年ごとに実施されてきました。本年の調査は、第２２回目に当たります。

## 2 令和7年国勢調査太田市実施本部の設置

- |          |                                                                                          |
|----------|------------------------------------------------------------------------------------------|
| (1) 設置期間 | 令和7年6月1日～令和8年3月31日                                                                       |
| (2) 設置場所 | 企画政策課                                                                                    |
| (3) 組 織  | 別紙「令和7年国勢調査太田市実施本部組織図」のとおり                                                               |
| (4) 調査規模 | ・ 調査対象：約103,000世帯 約222,000人<br>・ 調査区数：1,656調査区<br>・ 予定指導員数：174人（市職員等）<br>・ 予定調査員数：1,084人 |
| (5) 実施計画 | 別紙「令和7年国勢調査実施計画」のとおり                                                                     |

【備考】

\* 問い合わせ先 企画部 企画政策課 統計係 内線 2297 47-1821ダ イルン

○公開時期【 2. 委員会・委員会協議会後 】

|     |                        |     |             |
|-----|------------------------|-----|-------------|
| (1) | 市内公立小・中学校・義務教育学校及び指定なし | 24件 | 570,000円 ※  |
| (2) | 市立太田高等学校               | 4件  | 153,000円    |
| (3) | ぐんま国際アカデミー（GKA）        | 14件 | 81,838,000円 |

※ 市内公立小・中学校・義務教育及び指定なしの内訳

| 校名      | 寄付件数 | 寄附金額（円） |
|---------|------|---------|
| 太田小学校   | 3    | 200,000 |
| 九合小学校   | 1    | 30,000  |
| 休泊小学校   | 1    | 30,000  |
| 宝泉小学校   | 2    | 50,500  |
| 毛里田小学校  | 1    | 500     |
| 宝泉東小学校  | 2    | 70,000  |
| 城西小学校   | 1    | 500     |
| 生品小学校   | 2    | 20,000  |
| 藪塚本町小学校 | 1    | 3,000   |
| 西中学校    | 1    | 30,000  |
| 宝泉中学校   | 1    | 500     |
| 毛里田中学校  | 1    | 500     |
| 城西中学校   | 3    | 70,500  |
| 城東中学校   | 1    | 50,000  |
| 藪塚本町中学校 | 1    | 3,000   |
| 太田中学校   | 1    | 10,000  |
| 指定なし    | 1    | 1,000   |
| 計       | 24   | 570,000 |

4 文化・スポーツ・観光振興応援分に係る件数及び受領金額

令和6年度 20件 46,514,531円  
（うち太田市民 3件 78,531円）

| 応援先                 | 件数 | 寄附金額（円）    |
|---------------------|----|------------|
| おおた芸術学校             | 1  | 18,531     |
| おおたスポーツ学校           | 1  | 30,000     |
| 群馬クレインサンダーズ         | 11 | 45,430,000 |
| SUBARU硬式野球部         | 1  | 200,000    |
| SUBARU陸上競技部         | 1  | 200,000    |
| 太田スポレク祭・上州太田スバルマラソン | 2  | 36,000     |
| 尾島ねぷたまつり            | 0  | 0          |
| 木崎祇園祭               | 1  | 200,000    |
| 木崎音頭まつり             | 1  | 200,000    |
| 世良田祇園まつり            | 1  | 200,000    |
| 合 計                 | 20 | 46,514,531 |

【 備 考 】

\* 問い合わせ先 企画部 おおたPR戦略課 企画係  
内線2281 47-1863ダイヤル

○公開時期【 2. 委員会・委員会協議会後 】

## 地方公共団体情報システム標準化移行について

「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律」に基づく基幹２０業務のシステム標準化移行に係る概要を報告するものです。

## 1. 標準化の意義

- ・ 各自治体の個別開発による人的・財政的負担を軽減し、地域の実情に即した住民サービスに注力できるようにする
- ・ 多様化したニーズに柔軟に対応するため、国と地方自治体のデジタル基盤の共通化を図る
- ・ ガバメントクラウドの利用により最新かつ高度なセキュリティ対策と大規模災害対策を行いシステムの安全運用を図る

児童手当、子ども子育て支援、住民基本台帳、戸籍の附票、印鑑登録、選挙人名簿管理、固定資産税、個人住民税、法人住民税、軽自動車税、戸籍、就学、健康管理、児童扶養手当、生活保護、障害者福祉、介護保険、国民健康保険、後期高齢者医療、国民年金の20業務

- ・ 生活保護システム

【本稼働日】 令和 7年12月15日（月） 7:00

【停止期間】 令和 7年12月12日（金）18:00 ～ 令和 7年12月15月（月） 7:00

- ・ 上記以外システム

【本稼働日】 令和 8年 1月 5日 (月) 7:00

【停止期間】 令和 7年12月26日（金）20:00 ～ 令和 8年 1月 5日（月） 7:00

- ・ コンビニ交付

(1) 戸籍全部（個人）事項証明、戸籍の附票の写し

【本稼働日】 令和 8年 1月 9日（金） 6:30

【停止期間】 令和 7年12月26日（金）23:00 ～ 令和 8年 1月 9日（金） 6:30

(2) 住民票の写し、印鑑登録証明書、所得・課税証明書

【本稼働日】 令和 8年 1月16日（金） 6:30

【停止期間】 ①令和 7年12月26日（金） 23:00 ～ 令和 7年12月28日（日） 6:30

②令和 8年 1月 4日（日） 23:00 ～ 令和 8年 1月16日（金） 6:30

※ 令和7年12月27日（土）、28日（日）及び令和8年1月4日（日）におけるサービスセンターでの業務は終日休止となります。

■ 標準化システム移行に伴うシステム停止期間及びコンビニ交付システムの停止期間

| 月 日 曜 |    |   | 本<br>庁<br>舎                           | サ<br>ー<br>ビ<br>ス<br>セ<br>ン<br>タ<br>ー | 業務システム                                                        |     |                                      |            |                                 |                                                       |     |                                                         |
|-------|----|---|---------------------------------------|--------------------------------------|---------------------------------------------------------------|-----|--------------------------------------|------------|---------------------------------|-------------------------------------------------------|-----|---------------------------------------------------------|
|       |    |   |                                       |                                      | 基幹20業務<br>システム<br><br>本庁庁舎・サービスセンター等<br><br>※ 生活保護システム<br>を除く |     | コンビニ交付システム                           |            |                                 |                                                       |     |                                                         |
|       |    |   |                                       |                                      |                                                               |     | 【戸籍】                                 |            | 【住基】                            |                                                       |     |                                                         |
|       |    |   |                                       |                                      |                                                               |     | 戸籍全部事項証明書、<br>戸籍個人事項証明書、<br>戸籍の附票の写し |            | 住民票の写し、<br>印鑑登録証明書、<br>所得・課税証明書 |                                                       |     |                                                         |
|       |    |   |                                       |                                      | 旧システム                                                         |     |                                      |            | 新システム                           |                                                       |     |                                                         |
| 12    | 26 | 金 | 17:15<br><br><br><br><br><br><br>閉庁期間 | 20:00                                | 20:00<br><br><br><br><br><br><br>システム停止                       |     | 23:00                                |            | 23:00                           | 12/28<br><br>6:30<br><br><br><br>再稼働<br><br><br>23:00 |     |                                                         |
|       | 27 | 土 |                                       | 休止                                   |                                                               |     |                                      |            | 6:30                            |                                                       |     |                                                         |
|       | 28 | 日 |                                       |                                      |                                                               |     |                                      |            |                                 |                                                       |     |                                                         |
|       | 29 | 月 |                                       |                                      |                                                               |     |                                      |            |                                 |                                                       |     |                                                         |
|       | 30 | 火 |                                       |                                      |                                                               |     |                                      |            |                                 |                                                       |     |                                                         |
|       | 31 | 水 |                                       |                                      |                                                               |     |                                      |            |                                 |                                                       |     |                                                         |
| 1     | 1  | 木 |                                       |                                      |                                                               |     |                                      |            |                                 |                                                       |     |                                                         |
|       | 2  | 金 |                                       |                                      |                                                               |     |                                      |            |                                 |                                                       |     |                                                         |
|       | 3  | 土 |                                       |                                      |                                                               |     |                                      |            |                                 |                                                       |     |                                                         |
|       | 4  | 日 |                                       |                                      |                                                               |     |                                      |            |                                 |                                                       |     |                                                         |
|       | 5  | 月 | 8:30                                  | ※                                    | 7:00                                                          | 1/5 | 7:00                                 | 標準化システム本稼働 | システム停止                          | 1/4                                                   |     |                                                         |
|       | 6  | 火 |                                       |                                      |                                                               |     |                                      |            |                                 | 1/9                                                   | 本稼働 | 23:00<br><br><br><br><br><br><br>システム停止<br><br><br>6:30 |
|       | 7  | 水 |                                       |                                      |                                                               |     |                                      |            |                                 |                                                       |     |                                                         |
|       | 8  | 木 |                                       |                                      |                                                               |     |                                      |            |                                 |                                                       |     |                                                         |
|       | 9  | 金 |                                       |                                      |                                                               |     |                                      |            |                                 |                                                       |     |                                                         |
|       | 10 | 土 |                                       |                                      |                                                               |     |                                      |            |                                 |                                                       |     |                                                         |
|       | 11 | 日 |                                       |                                      |                                                               |     |                                      |            |                                 |                                                       |     |                                                         |
|       | 12 | 月 |                                       |                                      |                                                               |     |                                      |            |                                 |                                                       |     |                                                         |
|       | 13 | 火 |                                       |                                      |                                                               |     |                                      |            |                                 |                                                       |     |                                                         |
|       | 14 | 水 |                                       |                                      |                                                               |     |                                      |            |                                 |                                                       |     |                                                         |
|       | 15 | 木 |                                       |                                      |                                                               |     |                                      | 1/16       |                                 |                                                       |     |                                                         |
|       | 16 | 金 | 6:30                                  | 本稼働                                  |                                                               |     |                                      |            |                                 |                                                       |     |                                                         |
|       | 17 | 土 |                                       |                                      |                                                               |     |                                      |            |                                 |                                                       |     |                                                         |
|       | 18 | 日 |                                       |                                      |                                                               |     |                                      |            |                                 |                                                       |     |                                                         |
|       | 19 | 月 |                                       |                                      |                                                               |     |                                      |            |                                 |                                                       |     |                                                         |

※ 東サービスセンター 営業時間 10:00～18:45

西サービスセンター 営業時間 9:00～17:45

【備考】

\* 問い合わせ先 企画部 情報管理課 情報管理係 内線 2271 47-1813 ダイヤルイン

●内 容 【 2. 連絡事項 】  
○公 開 【 1. 可 】  
○公開時期 【 2. 委員会・委員会協議会後 】

総務部長 氏名 前原 郁 内線2300

## 【表題】

市有地売却について

### 【目的】

未利用市有地のうち、現在処分可能な６件について、一般競争入札による売払いをすることにより、未利用資産の削減と財源の確保に努めるものです。なお、一般競争入札における不調物件については、入札執行後、先着順で購入希望者に対して随時売払いを実施します。

### 【概要】

## 1 売払い予定地

| 物件番号 | 所在           | 地目 | 登記面積 (㎡) | 最低売却価格 (円) |
|------|--------------|----|----------|------------|
| 1    | 只上町321-4     | 宅地 | 396.05   | 6,036,000  |
| 2    | 粕川町34-32     | 宅地 | 123.55   | 2,124,000  |
| 3    | 南ヶ丘町1245-1   | 宅地 | 467.04   | 3,844,000  |
| 4    | 南ヶ丘町1245-2   | 宅地 | 471.15   | 3,878,000  |
| 5    | 西本町47-5、47-6 | 宅地 | 963.16   | 37,945,000 |
| 6    | 鶴生田町733-100  | 宅地 | 2,316.42 | 51,444,000 |

## 2 売払い方法

一般競争入札による売払いを行います。

### 3 日程（予定）

- |          |                       |
|----------|-----------------------|
| ① 入札公告   | 令和7年5月30日             |
| ② 案内書配布  | 令和7年5月30日 ~ 令和7年6月17日 |
| ③ 申込受付期間 | 令和7年6月 2日 ~ 令和7年6月17日 |
| ④ 入札執行   | 令和7年6月26日             |

#### 4 周知方法

ホームページ・広報おおたに募集記事を掲載します。

## 5 その他

令和6年度に実施した一般競争入札による市有地売却の結果は次のとおりです。

| 物件番号 | 所在         | 売却価格（円） |           | 売却先   |
|------|------------|---------|-----------|-------|
|      | 地目         | 面積（㎡）   | 最低売却価格（円） |       |
| 1    | 只上町321-4   |         | —         | 応札者なし |
|      | 宅地         | 396.05  | 6,098,000 |       |
| 2    | 粕川町34-32   |         | —         | 応札者なし |
|      | 宅地         | 123.55  | 2,136,000 |       |
| 3    | 南ヶ丘町1245-1 |         | —         | 応札者なし |
|      | 宅地         | 467.04  | 3,995,000 |       |
| 4    | 南ヶ丘町1245-2 |         | —         | 応札者なし |
|      | 宅地         | 471.15  | 4,030,000 |       |

## 【備考】

問い合わせ先 総務部 管財課 管財係 内線 2381 47-1822ダイヤル

総務部長 氏名 前原 郁 内線 2300

\* 問い合わせ先 選挙管理委員会事務局 内線2326 47-3988ダイヤルイン

○公開時期【 2. 委員会・委員会協議会後 】

## 令和6年度相談業務等の実績について

市民そうだん課における令和6年度の相談及び陳情業務の実績を報告するものです。

## (单位:件)

| 名 称          | 令和6年度    | 令和5年度    | R6-R5   | 令和4年度    |
|--------------|----------|----------|---------|----------|
| 無 料 法 律 相 談  | 7 3 0    | 6 4 8    | 8 2     | 6 3 4    |
| 市 民 相 談      | 5 6 9    | 7 0 3    | － 1 3 4 | 1, 0 8 1 |
| 手紙・FAX・電子メール | 8 1 3    | 7 7 7    | 3 6     | 6 1 0    |
| 陳 情          | 4 6      | 5 0      | － 4     | 5 3      |
| 合 計          | 2, 1 5 8 | 2, 1 7 8 | － 2 0   | 2, 3 7 8 |

無料法律相談件数が大きく伸びたものの、市民相談件数が大きく減ったことにより、令和6年度の合計件数は、前年度に比べ、20件の減少となりました。

無料法律相談は、令和6年度より平日に加え、土曜日（午前）の相談を開始しました。

|                  |    |    |         |    |         |    |              |
|------------------|----|----|---------|----|---------|----|--------------|
| 無料法律相談           | R6 | 1位 | 相続      | 2位 | 金銭      | 3位 | 土地・建物        |
|                  | R5 | 1位 | 相続      | 2位 | 離婚      | 3位 | 土地・建物        |
|                  | R4 | 1位 | 相続      | 2位 | 離婚      | 3位 | 土地・建物        |
| 市民相談             | R6 | 1位 | 環境      | 2位 | 道路・都市整備 | 3位 | 行政サービス       |
|                  | R5 | 1位 | 道路・都市整備 | 2位 | 環境      | 3位 | 福祉/ごみ/こども・教育 |
|                  | R4 | 1位 | 環境      | 2位 | 道路・都市整備 | 3位 | 行政サービス       |
| 手紙・FAX・<br>電子メール | R6 | 1位 | 市有施設管理  | 2位 | 道路・都市整備 | 3位 | 環境           |
|                  | R5 | 1位 | 市有施設管理  | 1位 | こども・教育  | 3位 | 道路・都市整備      |
|                  | R4 | 1位 | 市有施設管理  | 2位 | こども・教育  | 3位 | 環境           |



●内 容 【 3. 連絡事項 】

○公 開 【 1. 可 】

○公開時期【 2. 委員会・委員会協議会后 】

市民生活部長 氏名 山影 正敏 内線 (TEL) 2400

## 【 表 題 】

令和6年度太田市消費生活センター相談業務の実績について

## 【 目 的 】

太田市消費生活センターにおける令和6年度の相談業務の実績を報告するものです。

## 【 概 要 】

## 1 年度別相談件数

(単位：件)

| 項 目     | 令和6年度  | 令和5年度  | R6-R5 | 令和4年度  |
|---------|--------|--------|-------|--------|
| 相 談 件 数 | 1, 630 | 1, 414 | 216   | 1, 454 |
| 前年増減比   | 15%    | -3%    | -     | -2%    |

令和6年度の相談件数の増加は、消費者啓発事業（出前講座及び広報活動等）の推進等により、センターの存在が市民に周知され、利用に繋がったことが大きな要因の一つと考えられますが、市民の消費生活が多様化し、年々トラブルが複雑かつ巧妙化しており、それに伴う悪質商法や特殊詐欺などの犯罪が増えていることも一因となっています。

## 2 主な相談内訳

|    |    |               |    |                |    |               |
|----|----|---------------|----|----------------|----|---------------|
| R6 | 1位 | 商品一般（詐欺予兆電話等） | 2位 | 修理・補修（自動車・住宅等） | 3位 | 役務その他（不用品回収等） |
| R5 | 1位 | 商品一般（詐欺予兆電話等） | 2位 | 化粧品（定期購入等）     | 3位 | 融資サービス（ローン等）  |
| R4 | 1位 | 商品一般（詐欺予兆電話等） | 2位 | 化粧品（定期購入等）     | 3位 | 役務その他（不用品回収等） |

令和6年度は、例年2位の化粧品を抑え、自動車や住宅、雨樋補修等の修理・補修件数が、大きく伸びて、2位となりました。

## 3 相談概要

## (1) 性別や団体の構成比

| 項 目   | 令和6年度 | 令和5年度 | 令和4年度 |
|-------|-------|-------|-------|
| 男性の割合 | 46%   | 46%   | 49%   |
| 女性の割合 | 48%   | 48%   | 44%   |
| 団体の割合 | 6%    | 6%    | 7%    |

(2) 年齢別構成比 (年齢不明等は除く)

| 項 目     | 令和6年度 | 令和5年度 | 令和4年度 |
|---------|-------|-------|-------|
| 60歳以上   | 49%   | 46%   | 43%   |
| 40～50歳代 | 30%   | 31%   | 30%   |
| 20～30歳代 | 18%   | 20%   | 24%   |
| 20歳未満   | 3%    | 3%    | 3%    |

(3) 職業別構成比 (職業不明等は除く)

| 項 目         | 令和6年度 | 令和5年度 | 令和4年度 |
|-------------|-------|-------|-------|
| 給与生活者       | 42%   | 43%   | 43%   |
| 無 職         | 36%   | 35%   | 36%   |
| 家事従事者       | 9%    | 9%    | 8%    |
| その他(学生、自営等) | 13%   | 13%   | 13%   |

(4) 消費者トラブルに係る契約購入金額

| 年 度   | 金 額        | 前年増減比 |
|-------|------------|-------|
| 令和6年度 | 14億5,500万円 | -13%  |
| 令和5年度 | 16億7,000万円 | 68%   |
| 令和4年度 | 9億9,700万円  | 86%   |

【 備 考 】

\* 問い合わせ先 市民生活部 市民そうだん課 消費生活センター  
内線 2448 30-2228 ダイヤルイン

●内 容 【 3.連絡事項 】  
○公 開 【 1.可 】  
○公開時期【 2.委員会・委員会協議会後 】

市民生活部長 氏名 山影 正敏 内線 2412

【表題】

戸籍の氏名振り仮名法制化について

### 【目的】

戸籍法(昭和22年法律第224号)の一部改正を含む、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律(令和5年法律第48号)が令和7年5月26日に施行され、氏名の振り仮名(フリガナ)が新たに戸籍に記載される事項となったため、通知の発送、届出の受付及び戸籍への記載を行うものです。

### 【概要】

## 1 スケジュール

- (1) 氏名の振り仮名の通知書の発送（令和7年6月中旬～7月上旬）

本市に本籍のある全員を対象に、戸籍に記載される予定の振り仮名を通知します。

令和7年4月末本市本籍人数：201,581人      通知数：約100,000通

- (2) 氏名の振り仮名の届出受付（令和7年5月26日～令和8年5月25日）

特設窓口を設置し、振り仮名届出の受付・受領、個別の問合せ対応を行います。

設置期間：令和7年6月16日（月）から9月30日（火）まで（予定）

設置場所：本庁舎1階 市民課東側 フリースペース

特設窓口設置期間以外は、本庁市民課窓口で受付します。

- (3) 氏名の振り仮名の戸籍記載

令和8年5月25日までに、届出がなかった場合は、通知書記載の振り仮名を戸籍に職権記載します。

令和7年5月26日以降に、出生等により初めて戸籍に記載される者については、出生届等で振り仮名を届け出ることとなります。

## 2 業務委託

通知書の作成・印刷、コールセンター設置・運営、特設窓口受付対応、届書入力等処理業務は、プロポーザル選定事業者に委託します。

### 3 周知

法務省での周知のほか、広報おおた（６月１５日号）や市公式ＳＮＳ等にて周知します。

#### 4 その他

通知の振り仮名が正しい場合、届け出は不要です。通知のとおりには戸籍に記載されます。

### 【概要】

\* 問い合わせ先 市民生活部 市民課 戸籍係 内線2412 47-1823 ファイル

●内 容 【 3. 連絡事項 】

○公 開 【 1. 可 】

○公開時期【 2. 委員会・委員会協議会后 】

市民生活部長 山影 正敏 内線 2400

## 【 表 題 】

令和6年度公共交通機関の運行実績について

## 【 目 的 】

本市で運行するシティライナーおおた、おうかがい市バス、市営無料バスの運行実績を報告するものです。

## 【 概 要 】

## 1. シティライナーおおた【2路線：新田線、尾島線】

〔運行事業者：（株）矢島タクシー〕

## （1）年度別総事業費、運行補助金及び利用者数の推移

|       | 総事業費        | 運行補助金       | 利用者数    |
|-------|-------------|-------------|---------|
| 令和6年度 | 25,004,975円 | 17,516,697円 | 53,318人 |
| 令和5年度 | 23,626,413円 | 17,289,200円 | 44,398人 |
| 令和4年度 | 22,180,137円 | 16,671,848円 | 40,136人 |

## （2）令和6年度路線別内訳

|       | 総事業費(A)     | 収入額(B)     | 運行補助金<br>(C)=(A)-(B) | 収支率<br>(D)=(B)/(A) | 利用者数    |
|-------|-------------|------------|----------------------|--------------------|---------|
| 新 田 線 | 15,832,848円 | 5,742,003円 | 10,090,845円          | 36.3%              | 39,938人 |
| 尾 島 線 | 9,172,127円  | 1,746,275円 | 7,425,852円           | 19.0%              | 13,380人 |
| 計     | 25,004,975円 | 7,488,278円 | 17,516,697円          | 29.9%              | 53,318人 |

## 2. おうかがい市バス〔運行委託先：（株）矢島タクシー〕

年度別運行委託料、利用登録者数及び延べ利用者数の推移

|       | 運行委託料       | 利用登録者数 | 延べ利用者数  |
|-------|-------------|--------|---------|
| 令和6年度 | 47,625,600円 | 3,317人 | 21,942人 |
| 令和5年度 | 34,921,530円 | 2,463人 | 18,771人 |
| 令和4年度 | 36,010,069円 | 2,217人 | 18,088人 |

## 3. 市営無料バス

年度別総利用者数の推移

|       | 西バス系統   | 東バス系統   | 菰川・鳥之郷線 | 宝泉・新田線 | 合 計     |
|-------|---------|---------|---------|--------|---------|
| 令和6年度 | 41,632人 | 13,800人 | 7,591人  | 6,042人 | 69,065人 |
| 令和5年度 | 40,393人 | 10,263人 | 5,722人  | 5,797人 | 62,175人 |
| 令和4年度 | 39,403人 | 8,621人  | 4,981人  | 5,458人 | 58,463人 |

## 【 備 考 】

\* 問い合わせ先 市民生活部 交通対策課 交通対策係 内線2431 47-1826ダイヤルイン

- 内 容 【 3.連絡事項 】  
○公 開 【 1.可 】  
○公開時期 【 2.委員会・委員会協議会後 】

地域振興部長 氏名 柳 勝 内線3500

【表題】 令和7年度予算のあらまし地区懇談会の報告について

【 目 的 】 令和7年度予算の概要について市民に説明し理解を得るとともに、市民参画と協働によるまちづくりを進めるため、市長と市民との自由対話の機会を設けた地区懇談会を14会場において開催しましたので、その概要をまとめ、報告するものです。

【 概 要 】 総務部長より新年度予算についての概要説明、市長からの市政運営に対する考え方を述べた後、参加された市民との質疑応答を行ったものです。

- ・ 開催日程：3月19日（水）から3月29日（土）まで10日間
- ・ 参加者数：1,418人 14会場
- ・ 質疑応答件数：76件

### ■会場別参加人数

| 会 場        | 参加人数  | 発言者数<br>(人) | 質疑応答件数<br>(件) |
|------------|-------|-------------|---------------|
| 太田行政センター   | 81    | 2           | 3             |
| 九合行政センター   | 168   | 7           | 11            |
| 沢野行政センター   | 79    | 3           | 3             |
| 葦川行政センター   | 150   | 5           | 8             |
| 鳥之郷行政センター  | 64    | 3           | 5             |
| 強戸行政センター   | 68    | 3           | 3             |
| 休泊行政センター   | 95    | 1           | 2             |
| 宝泉行政センター   | 118   | 3           | 3             |
| 毛里田行政センター  | 75    | 3           | 4             |
| 尾島生涯学習センター | 138   | 5           | 7             |
| 木崎行政センター   | 96    | 2           | 4             |
| 生品行政センター   | 79    | 1           | 3             |
| 綿打行政センター   | 89    | 5           | 7             |
| 藪塚本町中央公民館  | 118   | 7           | 13            |
| 合 計        | 1,418 | 50          | 76            |

## ■分野別質問事項

| 分 野      | 件数 |
|----------|----|
| ゴミ・生活環境  | 12 |
| 職員・人事・行政 | 4  |
| 教育・文化    | 11 |
| 交通・防災防犯  | 10 |
| 建築・土木    | 11 |
| 予算・税・財政  | 3  |
| 土地・区画整理  | 5  |
| 産業       | 7  |
| 福祉・医療    | 3  |
| 議会       | 0  |
| 市有施設     | 10 |
| 合 計      | 76 |

【備考】

\* 問い合わせ先 地域振興部 地域総務課 地域コミュニティ係 内線3612 47-1923ﾀﾞｲヤル

- 内 容 【 3.連絡事項 】  
○公 開 【 1.可 】  
○公開時期 【 2.委員会・委員会協議会後 】

地域振興部長 氏名 柳 勝 内線 3 5 0 0

## 【表題】

## 令和6年度1%まちづくり事業の実績について

### 【目的】

市民の参画と協働のまちづくりの実践事業であり、市民の自発的なまちづくり活動を支援し、地域コミュニティをより活性化させようとする1%まちづくり事業の実績報告を行うものです。

### 【概要】

## 1 令和6年度事業実績

| 区分       | 令和6年度（A）    | 令和5年度（B）    | 増減（A）—（B）   |
|----------|-------------|-------------|-------------|
| 申請件数     | 140件        | 138件        | 2件          |
| 採択件数     | 140件        | 137件        | 3件          |
| 不採択件数    | 0件          | 1件          | -1件         |
| 再提案依頼数   | 0件          | 1件          | -1件         |
| 総事業費（計画） | 68,883,495円 | 59,293,003円 | 9,590,492円  |
| 採択金額     | 49,298,000円 | 41,784,000円 | 7,514,000円  |
| 実施件数     | 136件        | 134件        | 2件          |
| 取下げ件数    | 4件          | 3件          | 1件          |
| 総事業費（実績） | 67,080,616円 | 47,169,624円 | 19,910,992円 |
| 決算額      | 44,301,000円 | 35,326,000円 | 8,975,000円  |

## 2 主な事業内容

項目別採択内訳は、環境美化・清掃・除草事業（44件）公園リメイク・広場整備事業（23件）子どもの見守り防犯活動事業（16件）花いっぱい事業（14件）が件数の多いものとなっています。

【備考】

\* 問い合わせ先 地域振興部 地域総務課 地域コミュニティ係 内線3612 47-1923ﾀﾞｲヤリン

●内 容 【 3. 連絡事項 】

○公 開 【 1. 可 】

○公開時期【 2. 委員会・委員会協議会后 】

地域振興部長 氏名 柳 勝 内線3500

## 【 表 題 】

令和6年度買い物困難高齢者支援事業（愛称「お買い物クラブ」）の実績について

## 【 目 的 】

市内に居住する高齢者の日常生活において必要な買い物を、市が住民ボランティア（ドライバー）等と共に支援して、生活環境の向上や社会参画の促進に資することを目的に開始された本事業について、令和6年度の実績を報告するものです。

## 【 概 要 】

- 1 対象者 ①70歳以上のみの世帯で、徒歩や自転車以外の交通手段がない人  
②介助を必要とせず買い物が出来る人 （①及び②の条件を満たす人）
- 2 運行状況
  - ・週1回（平日）、決まった曜日／時間に、自宅から指定のスーパーへ無料送迎する。
  - ・令和6年6月3日（月）から運行開始、令和7年1月1日から「スーパーなどからおおむね1km以上離れていること」という距離要件を撤廃したため、太田・九合地区も募集を開始して令和7年4月より運行を実施している。
- 3 利用者登録数及びボランティア延べ登録者数

| 行政センター | 利用者登録数             |             | ボランティア延べ登録者数       |             |
|--------|--------------------|-------------|--------------------|-------------|
|        | 開始時<br>(R6. 5. 10) | R7. 3. 31現在 | 開始時<br>(R6. 5. 10) | R7. 3. 31現在 |
| 太 田    | —                  | 9           | —                  | 5           |
| 九 合    | —                  | 19          | —                  | 8           |
| 沢 野    | 16                 | 22          | 26                 | 21          |
| 葦 川    | 9                  | 18          | 18                 | 14          |
| 鳥之郷    | 11                 | 22          | 15                 | 12          |
| 強 戸    | 10                 | 17          | 14                 | 11          |
| 休 泊    | 7                  | 8           | 14                 | 12          |
| 宝 泉    | 0                  | 8           | 14                 | 12          |
| 毛里田    | 6                  | 12          | 5                  | 3           |
| 尾 島    | 11                 | 10          | 13                 | 9           |
| 木 崎    | 1                  | 8           | 9                  | 6           |
| 生 品    | 3                  | 11          | 7                  | 10          |
| 綿 打    | 5                  | 10          | 10                 | 7           |
| 藪塚本町   | 9                  | 26          | 19                 | 19          |
| 合計     | 88                 | 200         | 164                | 149         |

- 4 利用延べ人数 3, 398人（令和6年6月3日～令和7年3月31日）

## 【 備 考 】

\* 問い合わせ先 地域振興部 藪塚地区振興課 住民サービス係 TEL0277-47-7604

○公開時期【 2. 委員会・委員会協議会後 】



### 第三次太田市健康づくり計画（健康おおた21）の策定について

基本理念を「今日も元気 健やか おおた」と設定し、すべての市民が健やかで心豊かに生活できる持続可能な社会の実現を目指し、「第三次太田市健康づくり計画（健康おおた２１）」を策定しました。

3月 計画の策定完了

\* 問い合わせ先 健康医療部 健康づくり課 管理係 外線 46-5115 ダイヤルイン

●内 容 【 3.連絡事項 】  
○公 開 【 1.可 】  
○公開時期【 2.委員会・委員会協議会後 】

産業環境部長 氏名 武藤 光幸 内線 (TEL) 2600

【表題】

## 令和7年度尾島ねぶたまつりの実施について

### 【目的】

夏の夜空を彩る尾島ねぷたまつりを実施し、市民に感動と明日への活力を与えるとともに、市内外からの観光客誘致を図ることを目的とします。

### 【概要】

1. 開催日時：令和7年8月14日（木）、15日（金） 《荒天中止》  
（1）セレモニー及びねぶた運行 17時から22時まで  
（2）交通規制 ①県道142号線 17時から22時まで  
②県道275号線 21時から22時まで
2. 開催場所：尾島商店街大通り（県道142号線）及び周辺  
（亀岡神社東～三菱電機（株）群馬工場南交差点）
3. 主 催：尾島ねぶたまつり実行委員会
4. 出陣団体（予定）  
（1）8月14日：10団体  
（2）8月15日：9団体
5. その他のイベント（予定）  
（1）オープニングイベント・オープニング式典：8月14日のみ実施  
（2）販売（津軽物産市）：両日実施

【備考】

\* 問い合わせ先 産業環境部 観光交流課 観光交流係 内線2633 47-1833 ダイヤルイン

農政部長 氏名 新島 由光 (TEL) 0276-20-9714

【備考】＊ 問い合わせ先 農政部 農業政策課 農政係 0276-20-9714

●内 容 【 3.連絡事項 】  
○公 開 【 1.可 】  
○公開時期【 2.委員会・委員会協議会后 】

教育部長 氏名 長谷川 晋一 (TEL) 20-7080

## 【表題】

## 令和7年度太田市みらい給付型奨学金の結果について

### 【目的】

太田市みらい給付型奨学金事業実施について、その結果概要を報告するものです。

### 【概要】

## 1 制度概要

ふるさと太田市に愛着があり、修学の意欲と能力を有するにもかかわらず、経済的理由により修学が困難な者に対し、返済の必要がない給付型奨学金を支給する。

## 2 事業概要

- |          |                                                    |
|----------|----------------------------------------------------|
| (1) 募集期間 | 令和7年1月6日～1月31日                                     |
| (2) 応募者数 | 116人                                               |
| (3) 審査方法 | ①一次審査：書類選考<br>②二次審査：面接<br>③面接後、選考委員会を開催し、教育委員会にて決定 |
| (4) 採用者数 | 50人                                                |
| (5) 給付額  | 60万円/年（年4回に分割して給付）                                 |

【備考】

\* 問い合わせ先 教育部 教育総務課 総務係 外線20-7080

- 内 容 【 3.連絡事項 】  
○公 開 【 1.可 】  
○公開時期【 2.委員会・委員会協議会后 】

教育部長 氏名 長谷川 晋一 (TEL) 20-7080

【表題】

## 太田市立小・中学校施設等の長寿命化計画の改訂について

### 【目的】

２０１９年４月に策定した太田市立小・中学校施設等の長寿命化計画について、小・中学校を取り巻く現状とこれまでの実績等を整理し、一層の計画の推進を図るため、所要の改訂をするものです。

### 【概要】

## 1 主な改訂の内容

(1) 計画期間

当初計画では、２０１９年度から４０年間に計画期間としていましたが、児童生徒数の推移や社会情勢等の変化を適切に反映するため、２０１９年度（平成３１年度）～２０２８年度（令和１０年度）までの１０年間に改めました。

## （２）学校施設及び長寿命化対象施設

2021年4月に開校した北の杜学園の追加、太田東小、葦川西小、北中の削除、及び県へ移管した養護学校を削除しました。また、毛里田小、生品小、木崎小、綿打小に建設した給食室（親子方式）を追加し、新田学校給食センターを削除しました。

### (3) 関連計画等

上位計画である、太田市公共施設等総合管理計画の２０２３年３月に改訂された内容を反映し、また２０２３年１０月に教育委員会で策定した「太田市立小・中・義務教育学校における適正規模及び適正配置に関する基本方針」を受け、段階的な小中一貫教育を踏まえた無駄のない個別施設の整備計画の管理に努めることを、当計画の基本方針に明記しました。

#### (4) 長寿命化対象施設の劣化状況評価、健全度

これまでの改修工事等の実績を反映し、劣化状況評価及び健全度を更新しました。

## 2 今後の予定

市民文教委員会協議会へ報告後、太田市ホームページにて公表します。

【備考】問い合わせ先 教育部 学校施設管理課 施設整備係 TEL 20-7081 ダイヤルイン